

茅ヶ崎市議会基本条例

逐条解説

茅ヶ崎市議会

目 次

前文	1
第 1 章 総則	
第 1 条 (目的)	2
第 2 条 (条例の位置付け)	3
第 3 条 (議会の役割)	3
第 2 章 議会及び議員の活動原則	
第 4 条 (議会の活動原則)	5
第 5 条 (議員の活動原則)	5
第 6 条 (会派)	6
第 3 章 市民と議会との関係	
第 7 条 (市民参加)	7
第 8 条 (会議の公開)	7
第 9 条 (説明責任等)	8
第 4 章 議会と市長等との関係	
第 10 条 (議会と市長等との関係)	9
第 11 条 (市長等による政策等の形成過程の説明)	9
第 12 条 (一問一答方式等)	10
第 5 章 自由討議	
第 13 条 (自由討議)	11
第 14 条 (政策討議)	11
第 6 章 委員会の活動	
第 15 条	12
第 7 章 政務活動費	
第 16 条	13
第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備	
第 17 条 (議員研修)	15
第 18 条 (議会事務局)	15
第 19 条 (議会図書室)	15
第 20 条 (予算の確保)	16
第 21 条 (議会広報の充実)	16
第 22 条 (専門的識見の活用)	17
第 9 章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬	
第 23 条 (議員の政治倫理)	18
第 24 条 (議員定数の改定)	18
第 25 条 (議員報酬の改定)	19
第 10 章 条例の検証及び見直し	
第 26 条	20
附則	21

前文

茅ヶ崎市議会は、委員会の会議の原則公開、本会議の映像の配信等の手段による情報提供の実施など、さまざまな機会を捉えて議会改革に取り組んできた。

平成22年4月に施行された茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）による新たなまちづくりが展開されている今日においては、市民に開かれ、かつ、分かりやすく、さらには信頼される議会を構築していくことが求められている。

また、平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が図られる中においても、原則として市の全ての事務に議会の権限が及ぶようになるなど、議会のあり方も大きく変わってきた。地方分権の進展により、自己決定・自己責任に基づくまちづくりが進められていく中、主権を有する市民を代表し、執行機関に対する監視及び評価の機能を持つ議会の役割と責任は、ますます重大になっている。

このような時代背景の中、茅ヶ崎市議会は、これらの機能の充実を図るとともに、市政の課題を的確に把握し、多様な民意を反映しながら、創意と工夫により政策立案及び政策提言を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図っていかねばならない。

よって、茅ヶ崎市議会は、この条例を地方分権時代に即した議会の指針として、これまで取り組んできた議会改革をさらに推進するとともに、議会を構成する議員自らが議員としての自覚と見識を持ち、主権を有する市民の負託に的確に応えていくことを示す決意を持って、ここに茅ヶ崎市議会基本条例を制定する。

【趣旨】

前文は、条例の制定の趣旨や基本的な考え方などを示すものです。

【説明】

茅ヶ崎市議会では、平成17年第3回定例会（9月）から本会議の映像のインターネットによる配信を行っています。また、平成18年1月から委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）の会議を原則公開し、自由に傍聴できることとしています。これらは、これまで行ってきた議会改革の一例です。

また、平成22年4月から施行された茅ヶ崎市自治基本条例による新たなまちづくりや、平成12年4月から施行されたいわゆる地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）で、国と地方公共団体の役割が明確化され、地方の自立性が一層求められている中で、茅ヶ崎市議会では、従来から担ってきた執行機関に対する監視及び評価の機能のさらなる充実を図るとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図る必要があることを認識しています。

茅ヶ崎市議会では、これらの認識の下、この条例を地方分権時代に即した議会の指針として議会改革をさらに推進していくことと、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、主権を有する市民の負託に的確に応えていく決意を明らかにしたものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された主権を有する市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が主権を有する市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

条例の目的は、この条例を制定する目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

【説明】

議会が、主権を有する市民の負託に的確に応えていくことにより、市民福祉の向上と民主的な市政の推進に寄与することをこの条例の目的としています。その実現のために、議会（議員）と市長がともに選挙により選ばれた主権を有する市民の代表であるという二元代表制における議会の役割をこの条例の中で明らかにするとともに、議会と議員の活動原則などの基本的事項を定めることとしています。

※「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と、議事機関としての議会の議員を、ともに住民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会がそれぞれ住民の代表機関としての権限を担い、相互の均衡と調和を図ることを組織原理とする統治制度で、日本国憲法第93条第2項の規定を受けたものです。

〔日本国憲法第93条第2項〕

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

※「市民」

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、又は義務を課すものではないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に定義規定は置いていません。

地方自治法では、一般に「住民」という用語が使用されていますが、この条例の趣旨及び規定の内容からいって、「住民」のみを対象とするなどの限定的な解釈をする必要はないことから、この条例で使用している「市民」という用語は、より広い範囲を想定しています。茅ヶ崎市自治基本条例では、「市民」の定義を次のように定めていますが、この条例でも同様の範囲を想定しています。

〔茅ヶ崎市自治基本条例第3条〕

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者

イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者

エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの

オ 市に対し納税の義務を負うもの

なお、「主権を有する市民」とは、「市民」のうち、茅ヶ崎市における政治や行政のあり方を最終的に決定する力を持った市民のことです。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【趣旨】

本条では、この条例がどのような位置付けにあるかを定めています。

【説明】

第1条(目的)で規定しているとおり、この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等を定めるなど、議会の基本となる事項を定めることとしています。したがって、議会に関する他の条例等の条文を解釈する場合や議会に関する他の条例等を新たに制定したり改正したりする場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならないこととしています。

(議会の役割)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議決により市の意思決定を行うこと。

(2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。

(3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。

(4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

【趣旨】

第1条(目的)で「二元代表制の下での議会の役割を明らかにする」と規定していますが、それを受けて、本条では、議事機関としての議会の担う役割を具体的に規定しています(「議

事機関」という用語は、憲法第93条で使用されている用語ですが、一般的に用いられている「議決機関」という用語と同じ意味です。)

地方自治法で定められている議会の権限（議決権、検査権、調査権、議案の提出権など）を行使して、ここに挙げた役割を果たしていくことになります。

【説明】

(1) 議決権は、議会の権限の中心をなすものです。地方自治法第96条第1項に定められている事項（条例の制定改廃、予算を定めること等）については、議会の議決により、市の（団体としての）意思決定がなされます。

なお、議会の議決の全てが市の（団体としての）意思決定というわけではなく、議会という機関の意思決定である場合もあります。

(2) 地方自治法で、地方公共団体には執行機関として、首長（都道府県知事、市町村長）と委員会（委員）を置くこととされています。本市における執行機関には、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。それぞれの執行機関は、独立した権限を持つとともに、市長の所轄の下に執行機関相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮することとされています。

執行機関の事務執行について、予算の修正、検査・監査の請求権、事務の執行状況の調査権、市長・委員会の代表者への議場への出席要求権等の権限を行使して、監視及び評価を行うものです。

(3) 前文にもあるとおり、これからの議会は、第2号で規定している「監視及び評価」のほか、「政策立案及び政策提言」を積極的に行うことが必要とされています。委員会としての調査研究や議員それぞれの調査研究を積極的に行い、政策立案と政策提言を行うものです。

なお、「政策立案」には、条例の立案も含まれます（他の条で使用されている「政策立案」についても同様です。)

(4) 地方自治法第99条で、議会は、その地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができることが定められています。この規定による意見書の提出や決議により、議会の（機関としての）意思を表明するものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するよう努めるものとする。

- 2 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うとともに、市民参加の機会の拡大を図るものとする。
- 4 議会は、市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、議会がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

【説明】

主権を有する市民の代表である議会がその負託に的確に応えるために、第1項の「議会活動の公正性及び透明性の確保」、第2項の「充実した討議の下に議会運営を行うこと」、第3項の「市民に開かれた議会を目指し、積極的に情報提供を行うこと」、「市民参加の機会の拡大を図ること」、第4項の「市民にとって分かりやすい議会運営を行うこと」の4つの原則をもとに議会が活動することとしています。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。

- 2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
- 3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。
- 4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため^{さん}不断の研鑽に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、議会を構成する議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定していません。

【説明】

主権を有する市民の代表である議員がその負託に的確に応えるために、第1項の「議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進すること」、第2項の「市民の多様な意見の

的確な把握に努めること」、「市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うこと」、第3項の「自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うこと」、第4項の「自らの資質の向上を図るため不断の研鑽^{さん}に努めること」の4つの原則をもとに議員が活動することとしています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、複数の議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、会派の位置付けなどについて規定しています。

【説明】

会派とは、議会内に結成された議員の同志的集合体のことであり、会派制は、全国的にも多くの議会に取り入れられているものですが、法律上も明確な定義や位置付けはなされていません。

本市議会においても、従来から会派制による議会運営を行っており、会派は、政策立案や政策提言を行う上でも大きな役割を果たしています。

会派は、複数の議員で構成するものとし、また、会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動するものと位置付けています。さらに、会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関して必要に応じて他の会派との合意形成に努めることとしています。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加)

第7条 議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。

2 前項に規定する議会報告会の開催及び市民との意見交換の機会を設けることに関し必要な事項は、別に定める。

3 議会は、公聴会及び参考人の制度を活用することにより、市民の意見又は専門的若しくは政策的な識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、第4条（議会の活動原則）で定めた「市民参加の機会の拡大を図る」ことについて、その内容を具体的に規定しています。

【説明】

1 議会活動について市民に説明等を行うための「議会報告会」と市民の意見を議会活動に反映するための「市民との意見交換の機会」は、その目的が異なることから、それぞれ別なものとして定めています。第1項では、「議会報告会」を開催することと、「市民との意見交換の機会」を設けることを定めており、その実施に関して必要な事項は、第2項で、別に定めることとしています。「議会報告会」と「市民との意見交換の機会」の実施方法等については、引き続き検討を行っていきます。

2 第3項では、地方自治法に規定されている「公聴会」と「参考人」の制度を活用し、市民の「意見」や「専門的・政策的識見」を議会の討議に反映させるよう努めることを規定しています。「識見」は、法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。

(会議の公開)

第8条 議会は、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の会議を別に条例で定めるところにより公開するものとする。

【趣旨】

本条では、委員会の会議の公開について規定しています。

【説明】

議会における会議は、本会議（全議員で構成する議会の会議をいいます。）と委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。）に大別されます。

本会議の公開については地方自治法で定められていますが、委員会の会議の公開については特に定められていません。

全国的には、委員会の会議を傍聴するには委員長の許可を要している議会なども多数ありますが、本市議会では、茅ヶ崎市議会委員会条例を改正し、平成18年から、委員会の会議を公開することを定めています。

このように、委員会の会議の公開については、既に定められていますが、委員会の会議の公開というのは重要な事項であるため、この条例でまず規定することとしたものです。

なお、「別に条例で定める」とは、茅ヶ崎市議会委員会条例を指し、実際の公開の方法については、同条例の定めによることとなります。

(説明責任等)

第9条 議会は、議会活動について、市民に説明する責務を有する。

2 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。

【趣旨】

本条では、議会活動について市民に説明する責務等について規定しています。

【説明】

議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員により構成されています。議会が、その負託に応えるためには、議会活動について市民に説明することが不可欠であり、それを責務として定めています。

なお、説明する対象としては、「主権を有する市民」に限定する必要はないことから、「市民」としています（「主権を有する市民」と「市民」の意味については、第1条の説明を参照してください。）。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第10条 議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

【趣旨】

本条では、二元代表制における議会と市長等との関係について規定しています。

【説明】

二元代表制においては、議事機関（議会）と執行機関（市長等）の権限は明確に区分されており、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されるものとされています。その二元代表制の趣旨に鑑み、議会と市長等が緊張ある関係を保つこととし、その上で、議会としての立場から、「市長等の事務執行の監視及び評価」、「政策立案及び政策提言」を行うこととしています。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じてその政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) その政策等を必要とする背景
- (2) 他の政策等の案又は他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容
- (3) 総合計画（政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下この号において同じ。）における位置付け又は総合計画との整合性
- (4) 市民参加の状況
- (5) その政策等に要する経費（将来負担すべき経費を含む。）及び財源

【趣旨】

市長等が提案する重要な政策等について、議会が、必要な情報を求めることができることを規定しています。

【説明】

市長等から提案される重要な政策等については、議員が十分な情報に基づいて審査することにより、その政策等の水準を高めるため、第1号から第5号までの事項について明らかにするよう求めることができることとしています。

なお、本条では、その対象を「重要な政策等」としており、具体的に特定はしていません。「重要な政策等」に該当するかどうかは、その都度、個々に判断することになります。

(一問一答方式等)

- 第12条 本会議（全議員で構成する議会の会議をいう。次項において同じ。）における質疑又は質問は、その論点又は争点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができる。
- 2 説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。
 - 3 前2項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条では、本会議・委員会での質疑・質問を一問一答方式でできることと、市長をはじめとする執行機関の出席者が議員の質疑・質問の趣旨を確認するための発言ができることを規定しています。

【説明】

- 1 現在、本会議（全議員で構成する議会の会議をいいます。）での一般質問（議員が議長の許可を得て行う市の一般事務についての質問をいいます。）は、議員が全ての項目をまとめて質問し、市長をはじめとする執行機関の出席者がまとめて答弁する一括質問・一括答弁方式で行っています。また、質疑（議題となっている議案等について疑義を質すことをいいます。）については、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式を併用して行っています。

一括質問・一括答弁方式は、さまざまな質問に対する答弁をまとめて行うため、質問と答弁の関連性が分かりにくいなどの課題があります。

- 第1項では、論点・争点がより明確になるようにするため、質疑だけでなく、一般質問についても一問一答方式で行うことができることとしています。
- 2 第2項では、市長をはじめとする執行機関の出席者が、質疑・質問の趣旨を確認するための発言ができることを規定しています。これにより、質疑・質問の趣旨が明確になり、答弁が的確なものになることによって、より分かりやすい議会運営となるようになります。
- 3 第3項では、第1項と第2項で規定した内容を委員会の会議にも適用することとしています。

なお、現在の委員会の会議での質疑（委員会は、議案等の実質的な審査が行われる場であり、主に質疑が行われます。）は、一問一答方式で行っています。

第5章 自由討議

(自由討議)

第13条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすよう努めるものとする。

2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、委員会の会議での自由討議について規定しています。

【説明】

現在の議案等の審査は、議員の質疑とそれに対する市長をはじめとする執行機関の出席者の答弁を中心に行われていますが、第4条（議会の活動原則）に規定したように「充実した討議の下に議会運営を行う」ことが必要とされています。

それを実現するため、第1項で、実質的な審査が行われる場である委員会の会議において、議案等の審査の際に必要な応じて委員同士の自由討議の機会を設けることを、第2項で、自由討議を積極的に行うための委員長の議事整理について定めています。

(政策討議)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、討議の機会を設けるものとする。

【趣旨】

本条では、議会が政策等に関する討議の機会を設けることを規定しています。

【説明】

市長等から提出される議案等を審議するだけでなく、市政に関する重要な政策・課題について、議会としての共通認識を醸成するために、議会が主体的に討議の機会を設けることを規定しています。具体的な実施方法等については、引き続き検討を行っていきます。

第6章 委員会の活動

- 第15条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。この場合において、審査に使用した資料等を公表するものとする。
- 2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。

【趣旨】

本条は、委員会が、分かりやすい審査を行うよう努めることと、積極的に調査研究を行うことを規定しています。

【説明】

- 1 第1項では、委員会は実質的な審査を行う場であることから、審査を行うに当たっては、市民に分かりやすい審査を行うよう努めることと、分かりやすい審査とするための方法として、審査に使用した資料等を公表することとしています。
- 2 第2項では、市長等から提出された議案等の審査に限らず、各委員会の所管事務について積極的に調査研究を行うこととしています。

第7章 政務活動費

- 第16条 会派及び議員は、政策立案、政策提言等に資するため、別に条例で定めるところにより交付される政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行うものとする。
- 2 議長は、別に条例で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び領収証の原本その他支出を明らかにする書類を一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 会派及び議員は、市民から政務活動費の使途等について説明を求められたときは、政務活動費をその経費として使用した調査研究その他の活動の状況及び当該活動に要した経費の支出の状況について説明しなければならない。

【趣旨】

本条では、政務活動費の有効活用と、政務活動費の使途等の説明を求められたときには説明をしなければならないことを規定しています。

【説明】

- 1 政務活動費は、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例により交付されており、交付や収支報告等の手続や政務活動費を充てることができる経費の範囲などは同条例で定められています。第1項では、その政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行うことを規定しています。
- 2 現在、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の規定により、各年度終了後、政務活動費の収支報告書、証拠書類等の写しを自由に閲覧できることになっています（市役所の市政情報コーナーに配架しています）。
- このように、茅ヶ崎市情報公開条例に基づく公開請求によらなくとも、これらの書類を自由に閲覧できることとしており、積極的な情報提供に努めているところですが、政務活動費の使途の透明性を確保することは重要な事項であるため、この条例でまず規定することとしたものです（第2項）。
- なお、「別に条例で定める」とは、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例を指し、実際の閲覧の方法等については、同条例の定めによることとなります。
- 3 2の説明のとおり、政務活動費については積極的な情報提供に努めているところですが、第3項で、さらに政務活動費の使途等について説明を求められたときは、その調査研究その他の活動の状況と経費の支出の状況を自らが説明しなければならないこととしています。

※「政務活動費」

地方自治法第100条第14項の規定に基づき、条例で定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に交付されるものです。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中、地方議会が担う役割がますます重要になってきているという認識の下に、議員の調査活動基盤の充実を図るため、平成12年の地方自治法の改正により制度化されました（制度化当時は「政務調査費」という名称でしたが、平成24年の地方自治法改正により「政務活動費」に改められました。）。

本市議会では、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例により、会派（所属議員が1人の場合を含みます。）に対し、所属議員1人につき月額40,000円が交付されています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第17条 議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【趣旨】

本条では、議員研修の充実強化について規定しています。

【説明】

第3条(議会の役割)で、議会の役割として「政策立案及び政策提言」を定めていますが、実際に政策立案等を行うのは議会を構成する議員であることから、議員の政策立案能力等の向上のため、研修の充実強化を図ることとしています。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

【趣旨】

本条では、議会事務局の調査・法務機能の充実について規定しています。

【説明】

議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、茅ヶ崎市議会事務局設置条例により設置されています。議会の機能強化が求められている今日にあっては、議会を補助する議会事務局の機能強化も求められています。

第3条(議会の役割)で、議会の役割として「政策立案及び政策提言」を定めていますが、実際に政策立案等を行うのは議会を構成する議員であることから、議員の政策立案等を補助する議会事務局の機能の充実を図ることとしています。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。

【趣旨】

本条では、議会図書室の図書、資料等の充実について規定しています。

【説明】

議会は、地方自治法第100条第18項の規定により、議会図書室を設置することとされています。

現に本市議会にも議会図書室はありますが、議員の調査研究に資するため、図書、資料等の充実を図ることとしています。

なお、議会図書室については、議員以外の利用（閲覧）もできることになっています。

（予算の確保）

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、議会として必要な予算の確保に努めることを規定しています。

【説明】

二元代表制においては、議事機関（議会）と執行機関（市長等）の権限は明確に区分されており、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されるものとされています。

しかし、予算の調製権は市長のみにあることから、二元代表制の趣旨に鑑み、議会が議事機関としての機能を果たす上で必要な予算の確保に努めることとしています。

（議会広報の充実）

第21条 議会は、第9条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。

【趣旨】

本条では、多様な手段を活用しての広報の充実について規定しています。

【説明】

第9条（説明責任等）で規定している議会活動について市民に説明する責務を果たすとともに、市政及び議会活動により関心を持ってもらうため、さまざまな手段を活用し、広報の充実を図ることとしています。

(専門的識見の活用)

第22条 議会は、学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用し、議会の討議に反映させるものとする。

【趣旨】

本条では、学識経験者等による調査を活用することについて規定しています。

【説明】

平成18年の地方自治法の改正により、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等（個人だけでなく、法人、法人格のない団体・組織等も含まれます。）に行わせることができることになりました（地方自治法第100条の2）。

この学識経験者等による専門的事項に係る調査を必要に応じて活用することとしています。

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。

【趣旨】

本条では、議員の政治倫理の向上について規定しています。

【説明】

第1条（目的）で、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することをこの条例の目的としています。それを実現するためには、議会を構成する議員が、特定の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことから、本条において、政治倫理の向上に努めることとしています。

(議員定数の改定)

第24条 委員会又は議員は、議員定数を改定するための議案を提出しようとするときは、明確な理由を付して提出するものとする。

2 前項の規定による議案の提出又は当該議案の審査に当たっては、公聴会又は参考人の制度の活用等により、市民、学識経験者等の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条では、議員の定数を改定する場合の手續等について規定しています。

【説明】

議員の定数については、地方自治法第91条において人口に応じて上限数が設定されており、その上限数を超えない範囲内において条例で定めることとされています。本市では、茅ヶ崎市議会議員定数条例で議員定数が定められています。

第1項で、議員定数を改定するには明確な理由を付して議案を提出することとし、第2項で、公聴会や参考人の制度の活用などにより市民や学識経験者等の意見を聴くこととしています。

なお、「公聴会」や「参考人」というのは例示であり、市民や学識経験者等の意見を聴く方法がこれらに限定されるものではありません。

また、本条の「学識経験者等」については、公聴会又は参考人の制度を活用する場合は、実際に会議の場で意見を聴取する対象となりますので、その性質上個人（自然人）を想定しています（その個人が、法人や法人格のない団体等の代表者や構成員であることは考えられます。）。

(議員報酬の改定)

第25条 委員会又は議員は、議員報酬の額を改定するための議案を提出しようとするときは、別に条例で定める手続を経た後、明確な理由を付して提出するものとする。
2 前条第2項の規定は、議員報酬の額の改定について準用する。

【趣旨】

本条では、議員報酬の額を改定する場合の手続等について規定しています。

【説明】

議員報酬については、地方自治法第203条において、条例で定めることと規定されています。本市では、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められています。

議員報酬の額を改定するには、茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条で「茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会の意見を聴かなければならない」と規定されています。第1項で、その手続を経た後、明確な理由を付して議案を提出することとし、第2項で、公聴会や参考人の制度の活用などにより、市民や学識経験者等の意見を聴くこととしています(第24条第2項と同じ内容です。)

なお、「公聴会」や「参考人」というのは例示であり、市民や学識経験者等の意見を聴く方法がこれらに限定されるものではありません。

また、本条の「学識経験者等」については、公聴会又は参考人の制度を活用する場合は、実際に会議の場で意見を聴取する対象となりますので、その性質上個人(自然人)を想定しています(その個人が、法人や法人格のない団体等の代表者や構成員であることは考えられます。)

第10章 条例の検証及び見直し

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、この条例が形骸化しないように、条例制定後も検証を行うことなどを規定しています。

【説明】

この条例が制定された後も、この条例の目的が達成されているかどうかについての検証を常に行うことと、必要があれば適切な措置を講じることとしています。

なお、検証を行う組織等については、引き続き検討を行っていきます。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【趣旨】

この条例の施行日を規定しています。

【説明】

「附則」は、法令の最後に置かれるもので、その法令の施行期日などを規定しています。この条例が平成23年4月1日から施行されることを定めています。

※「施行」

法令の規定の効力を現実に一般的に発生させることをいいます。

茅ヶ崎市議会基本条例逐条解説

平成23年（2011年）3月発行 150部作成

平成25年（2013年）4月改訂版発行 30部作成

編集・発行 茅ヶ崎市議会

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467（82）1111（代表）

FAX 0467（82）1060

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

メールアドレス gikai@city.chigasaki.kanagawa.jp